７．土壌

土壌の汚染に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、平成 3 年 8 月にカドミウム等の重金属など 10 物質について設定され、平成 6 年 2 月にジクロロメタン等の揮発性有機化合物、農薬等に係る 15 物質が追加されました。その後、平成 11 年 2 月に水質の汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が改正・追加されたことに伴い、人の健康保護の観点から、地下水かん養機能や水質浄化機能保全のため、土壌についても平成 13 年 3 月にふっ素及びほう素の 2 物質が、平成 29 年 4 月にクロロエチレン、1,4－ジオキサンの 2 物質が追加されています。

これらの環境基準は、事業活動その他人の活動に伴って生じた土壌の汚染状態の有無を判断する基準として、また、汚染状態を解消するための有害物質の除去、無害化等の改善対策を講ずる際の目標となる基準として定められたものです。

また、土壌汚染対策については、平成 15 年 2 月に土壌汚染対策法が施行され、有害物質使用工場等が土壌汚染の有無が不明のまま放置され、人々への健康影響が生じることを防止するため、有害物質使用特定施設の使用廃止等の土壌汚染状況調査や汚染土壌の除去等の措置等が制度化されました。

土壌の汚染に係る環境基準

項　目	環　境　上　の　条　件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、田においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	田において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1，2－ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1，1－ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1，2－ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1，1，1－トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1，1，2－トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1，3－ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1，4－ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。